

信託を活用した生前贈与

子だくさんの息子は、子供も育ち盛りでお金もかかるみたい。
夫から引き継いだアパートを生前贈与して、財産形成をサポートしてあげたい
と思っています。でも、アパートを贈与したとたんに態度が変わって疎遠にさ
れたり、浪費が始まると、逆効果だし…。

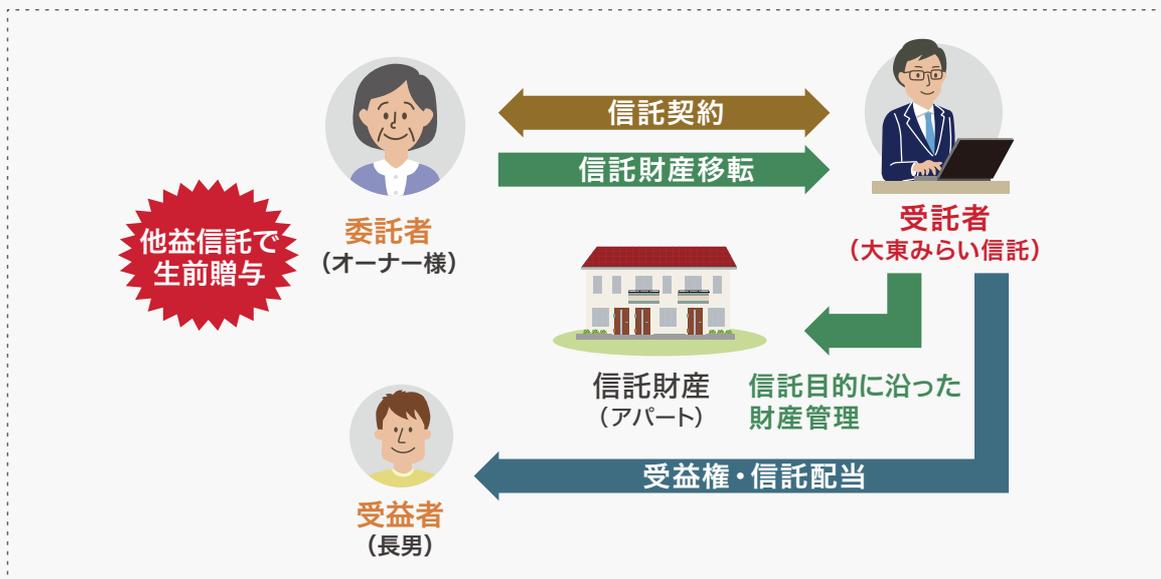


“信託”で悩み解決！



信託で、生前贈与もでき、子供の財産形成を支援できます。

- オーナー様がアパートを信託し、長男を^{じゆ えき しゃ}受益者に指定します。これを^{た えき しん たく}他益信託といいます。
- ^{じゆ えき けん}受益権を持つ長男は、アパートからの家賃収入などを^{しん たく さい とう}信託配当として受け取り、財産形成や納税資金の準備をおこなうことができます。オーナー様から長男への、アパートの^{しん ぜん ぜん 与}生前贈与と同じ効果があります。
- 他益信託は、贈与とみなされ、長男に贈与税が課せられますので、^{そう ぞく し せい さん か ぜい}相続時精算課税制度の利用も検討しましょう。
- なお、贈与はいったん譲ってしまうと取り戻しができませんが、信託では^{じゆ えき けん}受益権をオーナー様が取り戻せるようなしくみも作ることもできます。(※)



(※) 子供がいったん取得した受益権を、親が取り戻す場合には、贈与税の対象となりますので、税務上の検討が必要です。